

社會思想對策調查會調査

失業保険制度の賛否に関する意見

非賣品

以印刷代謄寫

特256

600



0035458000

0035458-000

特256-600

失業保険制度の賛否に関する意見

社會思想對策調查会

[昭和9]

AGD

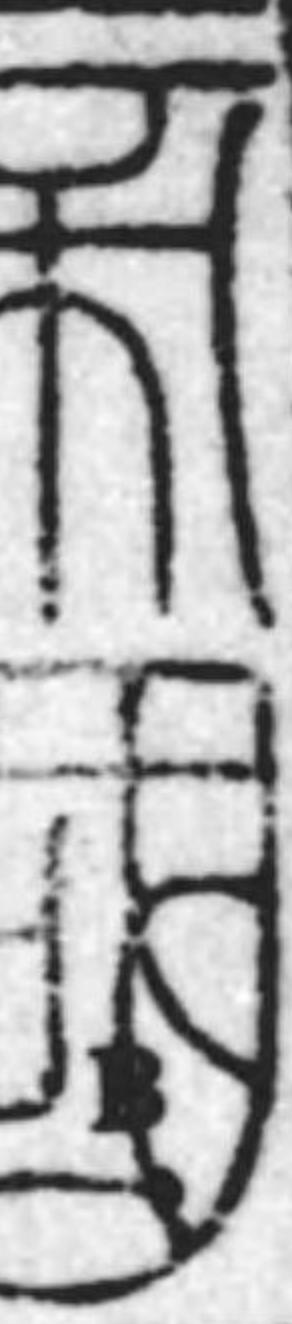
特256
600

本資料の目次

A. 辨護的意見

- 一、獨逸労働大臣ドクトル・シユテーゲルワルド氏の意見
- 二、ドイツ職業紹介及失業保険局長ドクトルシルブル氏の意見

（ア）
ワト紙の意見



- 三、非難的意見
- 四、官僚上階級育成及勞働委員會の意見
- 五、獨逸失業保險に対する非事業主團體の反對論

（イ）
ハルクの意見



- 六、獨逸國民黨(保守黨)代議士ホイク氏の意見
- 七、獨逸失業防止協會會議に於ける失業保險に關する諸家の意見

（ウ）
ハルクの意見



- 八、デインケルスピュール職業局フリードリヒ・ドルヴィル氏の意見
- 九、獨逸労働大臣ドクトル・シユテーゲルワルド氏は一九三〇年五年獨逸労働組合總同盟(die Allgemeine Deutsche Gewerkschafts-Bund)及自由俸給被傭者同盟(die Allgemeine freie Angestelltenbund)の會合に於て演説したる中に於て、失業保険制度を辯護して曰く

「今日の如き世界的不況に際しては、獨逸は、二百二十五萬人の失業者に對し本年度中に、二十億マルク以上の失業手當を支出しなければならぬ、そこで失業保險を非難する者は、斯る多額の失業手當を支出するよりは、勢効供給計畫を實行した方が優つてゐると論ずる。然し乍ら二百萬の失業者に職業を與へる爲には、實に六十億マルクの資金を必要とする。斯くの如き巨額の資金は之を外債によるも、又内債に依るも、將又課稅に依るものと謂達することを得ま」JK々（一九三〇年五月三十日、フォトツウエルツタ刊）



二、ドイツ職業紹介及失業保険局長ドクトル・シルフの意見

ドイツ職業紹介及失業保険局長ドクトル・シルフ氏に依れば、緊急事業に失業者を従業させる場合には、之に失業救済金を支給するに比較して、一人當り四倍乃至五倍の費用の支出を要するのである。（一九二九年アロイス・エッゲル著「獨逸經濟の社會保險による負擔」*die Belastung der Deutschen Wirtschaft durch die Sozialversicherung von alois Egger* に依る）

三、ベルリーナー、ターゲブラットの意見

一九二九年七月二十九日 ベルリーナー、ターゲブラット紙は「獨逸失業保険の濫用」に付て論じたる一節に於て世間の失業保険に對する非難は實に失業保険制度そのものに對する非難にはあらずして、保険制度を濫用することに對する非難なりとして次の如く述べてゐる。

「失業保険に付て雇傭者から次の如き非難を聞くことがある、即ち(1)失業保険は經濟上到底負擔に堪へない又(2)健全なる社會政策の要求する適度なる程度を超過してゐる又(3)被傭者の勞働心を害する制度である等々。然しそれら、之等の非難は、保険制度そのものを濫用する所から生ずるものであつて、失業保険制度そのものに對する非難としては適當ではないのである。

失業保険の濫用防止に付ては、適當なる罰則を制定すると共に、失業保険當局は濫用防止の爲に一層の努力を爲さねばならない、又労働組合は解雇者救濟の爲不實の内容を有する労働證明書の交付を雇傭者に強要することを止め、雇傭者及其の機關も、亦個人資本家の利益ばかりでなく公益及總體の利益をも考慮して處理しなければならない、されば失業保険制度は、社會的及國民經濟的損害を惹起することなく、又職業紹介及失業保険局の財政的破滅を招致することもなからう。若し不實の失業證明書の發行を困難ならしめ之に因つて輕卒なる勞務の拋棄を輕減し得るならば、失業保険の不當利用除去に依つて獲得し得る節約の金は、蓋し巨額に達するであらう」

云々

四、ドクトル・ウォルフ・ディートリヒ・シュターンドルフ氏の意見

失業保険は、經濟界の不況に於ける景氣政策として重要な意義がある、失業保険は、有責原因に基かずして、失業せる者の生活を保障するものではあるが、他方これに依つて消費の變動が防止されるのである。失業保険は、失業手當支出の爲め景氣の各段階に於て雇傭者及被傭者の掛金並國の補助金を取り立てる。而して斯る方法に依つて失業保険の財源は、失業の顯著でないときも蓄積され、失業の多大であるときに失業手當として失業者に提供される。即ち失業保険は、景氣の好いときは、產業界から多額の資金を吸收し、一般國民から購買力を奪取するけれども、景氣の悪いときは、此の蓄積した資金を以て、失業者に失業手當を與へて消費力を維持するのである。（此の消費力は、此の資金が無ければ減退の一途を辿るより外はないのである）換言すれば、失業保険によつて與へられる失業手當は、購買力の變動を防ぐと同時に刺戟を與へて之を復活させる効果を有するのである。同氏著「景氣政策の方法」(*Die mittel einer Konjunkturpolitik*)に依る

五、エルネスト・マハイム氏(チュウリツヒ大學教授)の意見

產業の經營は、雇傭者の手に在つて、失業は其の產業に發生する災厄であるから、雇傭者は失業保険に對する經費負擔義務を全然回避し得ない。國又は公共團體も、亦失業發生に對して責任があるから、失業保険の經費を負擔しなければならぬ。即ち政策就中對外政策、關稅政策、財政政策、通貨政策等此等一切のものは、工業及商業に對して反響を與ふること大であり、隨つて失業の發生にも關係するところ多大である。

被傭者が失業保険經費を負擔すべき理由は、其の保險たるの性質上被保險者は當然保險料を負擔すべきものであること、此の保險料の給付に依つて又此の保險料の範圍に於て、被保險者は、民法上の賠償請求權を有すること、保險料は労働者の推持する上より見て當然之を負擔すべきこと等に基くのである。余は「失業の危險は、社會を構成する國家、労働から利得を收得する雇傭者及失業救済の健全なる原則を理解する労働者に分配すべきものである」と宣言するフランクフルト國際鐵山労働者會議に於ける一致の決議に賛成である。（一九二四年十月

一日乃至四日ブラーイに開かれた國際社會政策會議に於けるエルネスト・マハイムの演説の一節に依る)

B、非難的意見

一、ウヰリアム・ペヴァリツ子氏の意見(英國上院議員)

ウヰリアム・ペヴァリツ子氏は一九三〇年一月七日オックスフォードに於けるSidney Ball Lectureに於て「失業保険の過去及現在」に付て演説をなしたる中に左の如く述べて居る。

「多くの人は、失業保険に伴ふ弊害として、労働者が仕事を見出しえるにも抱らず、敢て就業することなく、失業手當金を請求し易き處あることを擧げてゐるが、予の考へる所では現在の失業保険に依る無限なる救濟に伴ふ眞の危険は、個々の労働者を堕落せしむることではなくて、却つて失業保険の存在することに依つて政府當局や職業紹介所當局、労働組合當局の意氣を沮喪せしめ、失業を防止することに付ての熱心を減退せしむることに存するのである。」(ハタ(一九三〇年三月十日、Industrial of Information))

二、合衆國上院教育及勞働委員會の意見

合衆國上院の教育及勞働委員會(The Senate Committee on Education and Labour)は上院の委嘱に依り、失業原因及び対策を調査研究したが、一九二九年二月廿五日發表したる報告書の中に於て、失業保険制度に對する結論として、左の如く述べてゐる。

(一) 政府は現在の状況に於ては失業保険制度の制定及管理に干渉することは不必要且不實明である。
(二) 外國の政府が採用せる如き失業保険制度を政府が採用することは米國の現状としては其の時機ではない。
(三) 民間雇傭主は失業保険制度(註、之は民間會社自身等の經營に依る私的失業保険にして、國營又は公管のものにあらず)を採用すべしである。而して政府としては夫々の産業に最も適當したる該制度の採用を許可し且獎勵すべしである(Monthly Labour Review May. 1929)所載。

三、強制失業保険に對する米國事業主團體の反對論

米國工業家の全國的聯盟なる全米製造家協會(National Association of Manufacturers)は強制失業保険の問題に付て委員を擧げて調査研究中であつたが、一九三〇年之内に開くPublic Unemployment Insuranceと題する報告書を發表した。右報告書の結論は、強制失業保険法の制定に對し絶對反對の意見であるが、今右報告書中に引用せられた反對論中の重大なるものを略記すれば左の如くである。

- (一) 國營失業保険制度は産業に對する租稅の重荷の輕減する代りに却つて之を重課するものである。
- (二) 何等之に相當するやうな經濟的奉仕をやらないで、金を貰ふといふやうな制度を廢止することが經濟的能率と産業平和とに對する不可缺の條件の一つである。
- (三) 失業に對する恒久的救濟は施しにあらずして仕事なり。
- (四) 強者が弱者を助け、恵まれた者が不幸な者を助ける義務心は吾々人間に内在する本能である、併しそれだけらと云つて、國家が無理矢理に甲や乙や丙から、彼等の稼いだ貨銀の一部分を取り上げ、或は彼等の所有する物の一部分を沒收して、見ず知らずの他人に與へるといふことになつたら、人たるの故に持つ此の義務は果されなくなり、さうした義務を認めることすらなくならう云々
- (五) 英國失業保険の教訓に鑑みて、米國は斷じて其の轍を踏むべきはない。ハート・シャフナー・エンド・マルクスの年次討論集に掲げられたフェリックス・モーレー氏の「英國の失業保険といふ懸賞論文中に、氏は英國失業保険の失敗は次の諸點にありと述べてゐる。
 - (1) 財政的基礎の薄弱なること、之が爲に最初の危機に當面して之を切抜けることが出來なかつた
 - (2) 法律の適用を寬るやかならしめ且失業手當を擴張したことは保険の本質を失はしめるに至つたこと
 - (3) 新くの如き擴張にも拘らず失業救濟の問題の解決に失敗した
 - (4) 保険管理費用の多額なること

(5) 失業保険に関する規定上、事務的負擔の過重な爲め職業紹介所の機能の無効に終つたこと

(6) 経済學者ウォルマン博士によれば、英國の失業保険は「英國産業の復興を妨げ」て居り「失業状態を永引かせてゐる」とのことである。

(7) ヘンリー・クレイ教授は其の近著 *The Post-war Unemployment Problem* の中に曰く、「労働の再配分に對する障害を除去する手段の一は、失業保険制度に就て再審査を加へることである。……一時的な失業に對する斯る特殊方法が、或は労働の轉化を遲延させてゐはしないか。……失業保険の故に、失業は年毎に繼續し、産業に於ける規律立つた仕事が、間歇的に不規律に流れる結果とはなつた。以前にはそうしたことは、極めて異例であつた産業に於て。」

(8) 英國自由黨の特別委員は、一九二八年其の報告書「英國産業の將來」(*British Industrial Future*)に述べて曰く、「失業保険制度は或る程度迄労働の可動性を妨げたといつたことは眞實であるらしい。産業の變動に因る局部的な失業を深刻ならしめない爲には、どうしても労働の可動性を確保する必要がある。」

(9) イリノイ州労働省の自由職業局々長クリートン氏は述べて曰く、「……一九二〇年に至る迄英國の失業基金は一億弗を擁したのであるが、一九二二年末には此の基金は跡形もなくなつて、政府に對し約一億五千萬弗の負債を負ふことになつた。そんな譯で失業保険は、理論としては申分ないが、さて實際問題となると却々むづかしい。」

(10) ウキスコンシン大學經濟學部のウイリアム・エー・スコット教授は英國の制度の實際に就て自ら研究の結果失業保険に對し大した熱意を抱いてゐない。氏は云ふ。「已に一九二一年の夏に英國を訪れた思慮深い人は、徐々に且確實に失業者が貧乏化し、彼等が働らかうといふ衝動が萎縮し國家が生活を保障してくれるのだといふ觀念が彼等の頭に植え付けられつゝあることを看取せざるを得なかつた」

「失業保険は失業の原因を除去することを目的とするものではなく、失業の原因などいふことには無關係なものだといふことを、特に注意する必要がある」

四、デインケルスピユール職業局フリードリヒ・ドルヴィール氏の意見

(獨逸に於ける失業保険の都市集中に及ぼす影響)

農業労働者は何故都市集中を爲すであらうか、私は先づ第一に昨年施行されたところの彼の職業紹介及失業保險法を考慮の中に入れなければならないことを考へる。春になつて農業労働者が都市の商工業に從事する爲め離村する際、若し秋になつて労働缺乏、霜等の爲めに解雇されることは不能なことだからである。

吾人は農業労働者の農村逃避を防止する爲め、彼等を失業保険から除外しなければならぬ。と。

五、獨逸国民黨(保守黨)代議士ホイク氏(Heuck)の意見

(獨逸國議會に於ける演説の一節)

労働組合の主張する購買力説は誤りである。最近數年間に於て獨逸の全貨銀額は、國家の貨銀政策によつて六十億マルクを増加して居るが、其れにも拘らず恐慌は發生した。

失業保険は労働心(*Arbeitsmoral*)を破壊するものである。政府の立案した人間的労働の供給計畫は危險な實驗である。何故かと言へば公共團體が生産的價値を造出することは不能なことだからである。

六、獨逸失業防止協會(die deutsche Gesellschaft Zur Bekämpfung der Arbeitslosigkeit)會議に於ける失業保険に関する國家の意見

備考 本稿は一九二五年二月二十日柏林に在る獨逸失業防止協會が、失業保険問題を議題として開催せる會

議の席上數氏の行へる演説の要譯である。當時獨逸には失業救済制度が施行されて居たのが、其の財源は、雇傭者及被傭者の掛金並市町村の給付を以て充てられて居た。即ち雇傭者被傭者は掛金義務を課せられて居たのであるが、被傭者は失業の場合必ずしも失業手當金を支給されず、失業手當金を受くる場合は、救済を必要とする状況に在るときに限られて居たのである。然し斯る「救済を必要とする状況に在る」といふ失業手當金支給條件は、一九二七年七月十六日に公布された職業紹介及失業保険法によつて全く廢止されたのである。

(一) ドクトル・ヤストロウ(柏林大學教授)の意見

失業救済は労働者が自身の貯蓄によつて之を爲すべきであるといふ論があるけれども、失業は労働者が生活維持に必要な貯蓄を爲す以前に發生することが屢々あるから、此の種の方法は實行困難である。労働組合による失業救済は經濟變動に何等の責任なき労働者に失業責任を轉嫁させるものであつて、之も亦妥當でない。現在獨逸の失業救済制度は、雇傭者及被傭者に掛金義務を賦課せるが故に、吾人は獨逸失業保険法制定を可能ならしむべき基礎と有するのである。

(二) ドクトル・ベンダ(獨逸國勞働省參事官)の意見

失業保険も、失業救済制度も、共に失業防止の見地から見て著しく効果がある。其れは此の失業保険制度が無ければ失業者は全く購買力を喪失するであらうときに、此の制度によつて購買力を與へられ、随つて之によつて消費の變動は防止され、生産は安定することになるからである。

失業保険は、公設職業紹介所の活動に俟たざれば、完全に其の職能を發揮することを得ない。特に職業相談及徒弟紹介の方面に於ける職業紹介所の活動は失業防止の効果より見れば、甚だ意義がある。職業紹介所は失業者の就職を促進する爲めに、労働用具の貸與、車(船)賃の支給、殘留家族の救済、失業者の再訓練等の生産的失業救済を爲さねばならぬ。

(三) ドクトル・エルドマン(獨逸雇傭者組合聯合會代表者)の意見

雇傭者側は失業保険の實施に對して嘗て異議を唱へたことはないが、然し雇傭者の立場から若し現行失業救済制度が從前通り、失業手當支給の條件として規定する「救済を必要とする状況に在る者」の條項を廢止する場合、即ち救済の必要審査の規定を削除する場合には、失業保険の實施に對しては賛成し難い。

理由は左の如くである。現在の失業救済の費用は國勞働省の公報に依れば、獨逸經濟の負擔年額約二億二千萬金馬克、之に公の負擔を合算すれば、最高三億金馬克に達する。失業保険を實施したる場合に發生する負擔の増加と、災害保険、疾病保険、俸給被傭者保険に關する將來の負擔増加の見込(現在の獨逸經濟の社會保険の負擔は合計十六億一千萬金馬克であつて、公の負擔を之に加算すれば、二十億金馬克以上に上り、戰前に比し著しい増加である)とを計算し、更に獨逸經濟の租稅負擔の程度(例へばルール炭坑は順當り生産費の七パーセントの租稅を負擔し——戰前一パーセント——製鐵業の順當り銅鐵に對する租稅は十馬克乃至十二馬克——戰前二馬克一〇ペニヒ——冶金業は戰前の八・八倍の租稅を負擔して居る)又運賃の率(獨逸產業は佛、伊、英、白、「チエツコ」に比し遙かに高率である)等を考慮するならば、救済の必要、審査の規定を全然除外した失業保険には、雇傭者側として到底之に賛成し難い。

(四) シュブリート(獨逸労働總同盟代表者)の意見

現行失業救済令に於て規定されて居る救済の必要審査の條項は、失業保険法制定の場合には、當然削除されねばならぬ。救済の必要ありや否やの標準を定めることは極めて困難である。即ち或る地區では、救済の必要ありと認める場合でも、他の地區では之を救済の必要ありとは認めない。一例であるが、或る地區では失業者が殆んど全部失業手當金の支給を受けたのに、他の地區では失業者の四割乃至六割の者が失業手當を受けなかつたといふことである。

雇傭者は、各被保險者(救済の必要ある失業者を包括する)に失業手當金を與へる純粹の失業保険を施行す

ば失業手當の支給を受ける者の數は増加し、隨つて之が經費を支辨するに必要なる掛金を負擔することには到底堪えられないと言つて居るが、保險を實施した場合失業手當受給者數は、個人的調査ではあるが其れに依れば、現在の失業手當受給者數の一割乃至一割五分の増加に過ぎないことが推定される。又今日の社會保險による負擔は産業に取つて堪へられない程度のものではなく、若し物價、貯銀等の騰貴に現はれて居る如き貨幣價值低落を考慮の中に入れるならば、獨逸現時の産業は、戰前に比して重い負擔を課せられて居るものとは謂へない。寧ろ反対に、現在では社會保險による負擔は輕減されて居るものと見ることが出来る。故に産業は失業保險による負擔に對して十分堪へ得ることゝ思ふ。

吾々は雇傭者及被傭者の掛金負擔の上に樹てられ、公の補助金を與へられ且失業手當に對し法律上請求權を認むるところの失業保險を要求する。

七、附 記

失業保險に對する是非の議論が、我國使用主側から從來可成り猛烈な反対意見が發表され、これが變態的な方法と意義を有つ現行の健康保險法に對しても、可成り荷厄介にしてゐる様である。本資料の前々號において紹介せる「米國の保證労働制度」もこの缺陷を補足するものであるが、我國では未だどの意味にもこれに類した施設が行はれてゐない。しかしこれがいつまでも現状のまゝで推移し得るものでもなからう。多くの職工を使用せられる企業家として、これが準備は日頃の裡に爲されなければならぬ。本所はこれらの参考資料として本文書を轉錄したものであるが、労務主管各位の御一覽を煩したいと考へる。（九、四、二五京都鹿ヶ谷の研究室にて之を脱稿す）

